

別紙様式 1

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申込書

年(年) 月 日

豊 中 市 長 様

申 込 者

下記の教育訓練について、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付の対象講座としての指定を申込みます。

フリガナ ① 氏 名		生年月日	年 月 日生(歳)		
② 住 所	電 話 ()				
③ 教育訓練施設の名称					
④ 教育訓練講座の名称					
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)				
⑥ 所要費用(予定)	入学料 円	受講料 円	合計額 円		
⑦ 公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が ある ・ ない				
⑧ 過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない				
⑨ 資格取得等の状況	<table><tr><td>受理番号</td><td></td></tr></table>			受理番号	
受理番号					

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

様

			番号	
① 氏 名		生年月日	生	
② 住 所	豊中市			
③ 教育訓練施設の名称				
④ 教育訓練講座の名称				
⑤ 教育訓練の期間	～ (受講開始日)			
⑥ 所要費用(予定)	入学金	円	受講料 (教材費込)	円 合計額 円
⑦ 支給方法				

(④が指定教育訓練である場合)
※④の教育訓練に係る資格を取得し、かつ、その教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することにしているが、当該職業は、その教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。

年 月 日

豊中市長 長内 繁樹

(1) 支給の対象になるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料(受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下同じ。)です。
(2) 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額です。雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
(3) 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。
(4) 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、又は受講の途中でやめた場合はその旨を報告してください。
(5) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日の翌日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から30日以内に、あらためて「ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給申込書」及びこの通知の写しを含む添付書類を付けて申込手続きを行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間(6か月)ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申込書

豊 中 市 長 様

年(年) 月 日

申 込 者

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、下記により申し込みます。

フリガナ ①氏名			生年月日	年 月 日生(歳)							
			個人番号								
②住所	電 話 ()										
③教育訓練施設の名称											
④教育訓練講座の名称											
⑤教育訓練の期間 うち支給単位期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) (受講終了日)										
	年 月 日 ~ 年 月 日 (初日) (末日)										
⑥所要費用	入学科 円 受講料 円 合計額 円										
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円										
⑧振込先金融機関	口座名義										
	金融機関名					銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店名				支店 営業所 出張所 営業部
	種 目	1. 普 通 2. 当 座		口座番号							
☐ 公金受取口座を利用します											

- 1 支給申込期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。
- 2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑧振込先金融機関」欄に記載する必要はありません。
- 3 支給申込書には、以下の書類を添付してください。
 - ・戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し等。ただし、市長が認めた場合は、添付不要です。
 - ・児童扶養手当証書の写し又は前年（1月から7月までの間に申込する場合には、前々年）の所得の額等について
 - ・市町村税証明書
 - ・マイナンバーカードの写し
 - ・受講対象講座指定通知書
 - ・修了証明書
 - ・領収書

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

様

① 氏 名		生年月日	生
② 住 所	豊中市		
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間 うち支給単位期間	(受講開始日) ~ (初日) ~ (末日)		
⑥ 所 要 費 用	入学金	円 受講料	円 合計額 円
⑦ 支 給 決 定 額	円 (円 × = 円)		

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申込書に基づき
審査のうえ、上記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

豊中市長 長内 繁樹

(1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

(2) なお、この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申込書（追加支給用）

豊中市長様

年(年) 月 日

申 込 者

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、下記により申し込みます。

フリガナ ①氏名			生年月日	年 月 日生(歳)		
			個人番号			
②住所	電 話 ()					
③教育訓練施設の名称						
④教育訓練講座の名称						
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日) (受講終了日)					
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称	年 月 日		取得資格 名称			
⑦就職年月日・ 就職先名称	年 月 日		就職先 名称			
⑧所要費用	入学金 円 受講料 円 合計額 円					
⑨雇用保険法による 教育訓練給付金の 受給額	円					
⑩教育訓練給付金の 受給額	円					
⑪振込先金融機関	口座名義					
	金 融 機 関 名		銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 協 農 協 農 協	支店名		支 店 営 業 所 出張所 営業部
	種 目	1. 普 通 2. 当 座	口座番号			
	☐ 公金受取口座を利用します					
⑫事業主の証明	就業先	住所				
		電話 番 号				
	上記申込者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名（法人の時は名称・代表者氏名）					

1 支給申込期間は、受講終了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。

2 ⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。

3 ⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、⑩欄に雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金追加支給決定通知書

様

① 氏 名		生年月日	生
② 住 所	豊中市		
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	～		
	(受講開始日) (受講終了日)		
⑥ 追加所要費用	入学金	円	受講料
		円	合計額
		円	円
⑦ 追加支給決定額	円	(	円 × = 円)

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申込書（追加支給用）に基づき
審査のうえ、上記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

豊中市長 長内 繁樹

（１）この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

（２）なお、この処分については、上記（１）の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記（１）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（３）ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。